

よくある質問 福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金(医療分) R5.12

No	内容	質問	回答
1	対象について	今回の支援金について、支援の対象となる事業所等を教えてください。	<p>フロー図を参照ください。 給付対象は、介護保険法の規定に基づく訪問看護の指定を受けておらず、<u>健康保険法の規定に基づく指定のみを受けている訪問看護事業所</u>が対象です。 なお、介護保健法の規定に基づく指定を受けている訪問看護事業所については、「令和5年度福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金(介護分)」をご活用ください。併用は出来ません。 (福岡県介護保険課HP:https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigo-bukka.html)</p> <p>※「令和5年12月1日において、事務所等を開設又は管理するものであり、申請日時点で、継続して事業所等を管理するもの」が対象です。申請日時点で未届けを含む休廃止している事業所は対象となりません。</p>
2	対象について	令和5年7月25日から11月30日までの期間に申請し、支援金の給付を受けましたが、今回の支援金についても対象となりますか。	支援金の給付を受けていても、本支援金の対象事業所・施設であれば、対象となります。
3	支援額について	単価の設定方法について教えてください。	令和5年10月から令和6年4月までの都市ガス代、食材費、燃料費の物価上昇率を見込んで算出しています。
4	支援額について	訪問系の事業所に電気代(高圧)の上乗せ支援がない理由を教えてください。	訪問系の事業所は、業務の大部分を事業所外で行っていることから、電気使用量は一般家庭と同等であるとみなし、上乗せ支援を行わないこととしています。
5	申請方法について	申請はどのようにすればいいですか。	県ホームページに申請書(エクセル版又はPDF版)を掲載しています。ダウンロードしていただき、記入例を参考にご記入ください。 記入後は、福岡県高齢者地域包括ケア推進課へ郵送にて提出してください。

よくある質問 福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金(医療分) R5.12

No	内容	質問	回答
6	申請方法について	提出資料はどのようなものが必要ですか。	<p>以下①～③の資料を提出ください。 ※都市ガスを利用している事業所等は①～④の資料を提出ください。</p> <p>①様式第3号-1「福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金 申請書」 ②様式第3号-2「福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金 申請内容内訳書」 ③振込口座の通帳の写し (口座の通帳のコピーなど、口座の内容がわかるもの。) ④令和5年10月～令和6年4月分のいずれかのガスの検針票等の写し (都市ガスを利用していることが分かるもの)</p> <p>貼付用紙に貼り付けてください。</p>
7	申請方法について	メールやFAXでの申請はできますか。	<p>郵送のみの対応とさせていただきます。 お手数ですが、郵送でご提出ください。</p>
8	申請方法について	振込口座に個人名義の口座を利用できますか。	<p>利用できません。個人名義の口座ではなく、法人もしくは事業所名義の口座を記入してください。</p>
9	申請方法について	個人印や施設印は利用可能ですか。	<p>利用できません。記名押印の場合、法人印を押印ください。</p>
10	申請方法について	令和5年7月25日から11月30日までの期間に申請し、支援金の給付を受けた場合、ガスの確認書類の添付を省略することはできますか。	<p>既に支援金の給付を受け、ガスの種類に変更がない事業所等については、ガスの検針票等の写しを添付する必要はありません。</p>
11	申請方法について	令和5年7月25日から11月30日までの期間に申請し、支援金の給付を受けた場合、通帳等の写しの添付を省略することはできますか。	<p>既に支援金の給付を受けた事業所等であっても、通帳等の写しの添付を省略することはできません。</p>

よくある質問 福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金(医療分) R5.12

No	内容	質問	回答
12	記入方法について	申請書について、どのように記入したらいいですか。	申請書は、水色部分に記入、及び薄い橙色部分は項目を選択すれば、完成するようにしています。 県ホームページに記入例を掲載していますので、ご確認ください。
13	記入方法について	内訳書、通帳貼付用紙が見当たりませんが、どこにありますか。	Excel版の場合は、データを開くと、下の方に「桃色」と「緑色」のシートがあります。それぞれ「桃色」が内訳書、「緑色」が貼付用紙となっています。 PDF版の場合は2ページ目が内訳書、3ページ目が貼付用紙になっています。
14	記入方法について	申請書は、手書きで記入してもいいですか。	手書きでも構いませんが、できるだけパソコン等で記入くださいますようお願いいたします。
15	記入方法について	決定通知の送付先を法人住所ではなく、事業所の住所に送ってほしいのですが、可能ですか。	決定通知は、申請者(法人)住所(通知書送付先)の欄に記入いただいた住所に送付します。
16	申請後の手続きについて	申請後、どのような手続きが必要ですか。	申請後は、給付が決定しましたら、県から申請者(申請書記入住所)に給付決定通知を郵送するとともに、振込指定口座に支援金を振込みます。
17	申請後の手続きについて	県に実績報告や、仕入控除税額の報告は必要ですか。	用途を限定した補助ではないため、実績報告や仕入控除税額の報告は不要です。